上程された主な議案

◇人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定

地方公務員法の規定に基づき、市職員の給与や分限、懲戒処分、勤務成績の評定などを毎年10月末までに公表することを定めたものです。

◇国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定

◇国民保護協議会条例の制定

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の施行に伴い、有事の際、市の職員から構成されるにかほ市国民保護対策本部等を設置することを定めるとともに、職員以外の委員や専門委員から構成される協議会を設置することを定めたものです。

◇公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の制定

地方自治法の規定に基づき、市が設置する公の施設の管理を法人やその他の団体を指定管理者に指定して管理させることを定めたものです。

◇農業委員会委員の定数等に関する条例の制定

にかほ市農業委員会の選挙による委員の定数を定めたものです。選挙による委員の定数は18人。選挙区および選挙区委員の定数は次のとおりです。

選挙区名	その区域	定数
第１選挙区	旧仁賀保町の区域	７人
第２選挙区	旧金浦町に象潟町字矢妻・象潟町字砂エゴを加えた区域	４人
第３選挙区	旧象潟町から象潟町字矢妻・象潟町字砂エゴを除いた区域	７人

◇にかほ市組織条例の一部を改正する条例の制定

各部局の業務の一元化を図り、効率的な行政運営を行うため、現在の産業建設部を産業部と建設部に、市民部を市民部と健康福祉部にすることについて、条例の一部を改正したものです。

◇にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定

地方公営企業法の規定に基づく企業管理者（ガス・水道事業）を設置することに関し、給与支給額等を定めたものです。

◇にかほ市教育研究所設置条例の制定

市の小中学校の教育に関する調査研究および教職員の資質向上を図るため、市教育研究所を設置することを定めたものです。（市の詳細な組織図については次号でお知らせいたします）

◆　◆　◆

平成17年度仁賀保町・金浦町・象潟町それぞれの決算が認定されました。一般会計の実質収支については次のとおりです。

（単位:千円）

区　分	歳　入	歳　出	実質収支額
仁賀保町	3,189,118	2,849,724	339,394
金浦町	2,367,193	2,056,355	310,838
象潟町	3,293,749	2,720,372	573,377

指定管理者制度とは？

平成15年９月の地方自治法の改正に伴う、公の施設の管理に適用される「指定管理者制度」とは、どんな内容なのか紹介します。

地方自治法が改正されるまでは、管理委託制度（５頁図　参照）が適用されており、今回の指定管理者制度は平成15年９月から３年以内の平成18年９月１日までに導入することが義務付けられています。

これまで、公の施設の管理を自治体が外部に委ねる場合は、相手先が市の出資法人や公共的団体などに限られていましたが、「指定管理者制度」を導入することによって、市議会の議決を得られれば、民間事業者やＮＰＯを含む幅広い団体（指定管理者）に委ねることができるようになり、多様化する住民ニーズへの効果的対応や施設管理の効率的対応をするため、公の施設の管理に民間企業のノウハウを活用することで、住民および施設サービスの向上を図るとともに、民間の公共分野での事業機会の拡大、経費の削減などを目的とするものです。

〔図①〕 ◆管理委託制度と指定管理者制度の相違点◆

	管理委託制度（旧）	指定管理者制度（新）
管理主体	出資法人、公共団体、公共的団体等に限定	民間事業者を含む法人その他の団体（個人は不可） 議会の議決を経て指定
管理主体の権限と業務の範囲	①施設の設置者である地方公共団体と条例に基づく契約により、具体的な管理の事務または業務の執行を行う。 ②施設の管理権限及び責任は、設置者である地方公共団体が引き続き有し、施設の使用許可権限は委託できない。	①施設の管理に関する権限を指定管理者に委任して行わせるものであり、施設の使用許可も行うことができる。 ②施設の設置者である地方公共団体は、管理権限の行使は行わず、設置者としての責任を果たす立場から必要に応じて指示等を行う。
市との法的関係	委託契約	「指定」という行政処分 ＊管理の詳細は「協定」により明確にする。

平成18年度にかほ市 各会計予算案を承認

平成18年度予算案が３月定例市議会で承認されました。各会計予算額は次のとおりです。

一般会計は、１３２億５００万円となり、歳入歳出それぞれの内訳は次のグラフのとおりです。

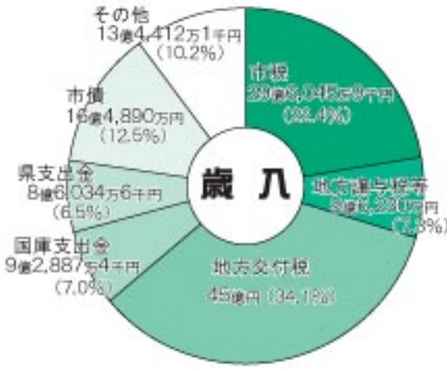

【歳　入】
地方譲与税等…地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、交通安全対策特別交付金、地方特例交付金
その他…分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、諸収入、繰入金、繰越金

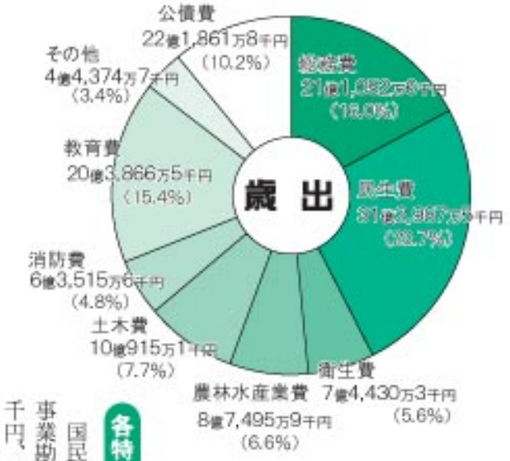

【歳　出】
その他…議会費、商工費、災害復旧費、労働費、諸支出金、予備費

各特別会計予算

国民健康保険事業特別会計は、事業勘定が27億6、１８７万５千円、施設勘定が１億６、５２０万２千円。老人保健特別会計が32億３、８５０万５千円、簡易水道特別会計が５、５２８万９千円、公共下水道事業特別会計が21億３、４７７万３千円、農業集落排水事業特別会計が９億２、７００万４千円、観光施設整備特別会計が１万３千円、企業会計は、ガス事業会計が11億７、７３５万２千円、水道事業会計が９億５４９万４千円で、にかほ市の予算額全体は、２４５億７、０５０万７千円となり、本格的に新年度事業がスタートします。（各分野の新規事業等は、次号から紹介します）

一般会計予算歳出においての主な事業は、象潟中学校建設工事が約７億円、市道の新設改良工事が約１億１千万円、生活保護費等を含む福祉関係扶助費が約８億２千万円、保育所関係負担金や補助金が約８億６千万円、介護保険事業の広域市町村圏組合負担金が２億６千万円、福祉医療費扶助費が約２億９千万円などとなっています。